

高齢者がスマートフォンを 利用する注意点！

事例 1

従来型の携帯電話を利用してきたが、スマートフォンのキャンペーンを知らせる案内が届き、店頭で契約した。

しかし、これまでのようにメールの送受信ができず、こちらから送ったメールが相手に届かない。

事例 2

数年前から格安スマートフォンを利用している。画面に傷がついたので、新しい機種に変更したが、使い勝手が悪く、電話に出ることもままならない。

アドバイス

スマートフォンが従来型の携帯電話と明らかに違うのは、従来型の携帯電話が通信もできる電話機であるのに対して、スマートフォンは電話もできるパソコンであるということです。具体的には、通信量が多く、それに伴い料金も高い。携帯電話会社から与えられたメールアドレス以外のフリーメールも使える。さまざまな機能を持ったアプリを自分で付け加えることができる。等が挙げられます。

料金については、最近では格安スマートフォンの業者も多様となり、低料金でスマートフォンを持てるようになりました。しかし、格安スマートフォンでは、これまで利用していた携帯電話会社から与えられたメールアドレスが利用できなくなり、いわゆるフリーメールを利用することがほとんどです。そのため、相手の携帯電話の設定によっては、このメールを迷惑メールと判断し、受信拒否されることがあります。事例1では、この説明が不十分だった恐れがあります。事例2では、基本的な機能は同じでしたが別のメーカーが製造したスマートフォンで、画面構成が大きく異なっていました。店頭で実際に手に取って試せる機種は用意されていませんでした。

いずれも、相談室から業者へ問題点を指摘し交渉しましたが、解約には応じられませんでした。

スマートフォンを契約の際は、使いこなせるかどうか慎重にご検討ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)

消費者ホットライン☎188 (いやや！)